

財団法人アイヌ民族博物館寄附行為

(昭和51年9月10日北海道教育委員会設立許可)

(昭和61年5月20日北海道教育委員会一部変更認可)

(平成2年3月31日北海道教育委員会一部変更認可)

(平成3年2月16日北海道教育委員会全部変更認可)

(平成12年3月16日北海道教育委員会一部変更認可)

(平成17年6月30日北海道教育委員会一部変更認可)

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
 - 第2章 目的及び事業 (第3条・第4条)
 - 第3章 資産 (第5条—第8条)
 - 第4章 名誉会長、役員及び職員 (第9条—第22条)
 - 第5章 評議員会 (第23条—27条)
 - 第6章 財務及び会計 (第28条—第34条)
 - 第7章 寄附行為の変更及び解散 (第35条—第37条)
 - 第8章 補則 (第38条・第39条)
- 附則

第1章 総則

(設立の根拠及び名称)

第1条 この法人は、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立し、財団法人アイヌ民族博物館と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を北海道白老郡白老町若草町2丁目3番4号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、アイヌの文化的所産の伝承保存と公開に必要な事業を行い、もって北方文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、北海道の区域内において、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) アイヌ民族博物館を設置し、維持運営すること。
- (2) 衣服、生活用具その他の物件でアイヌ文化の理解のために欠くことのできないものを収集し、複製し、及び保存すること。
- (3) アイヌの言語、伝承文学、民俗芸能、風俗慣習その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものの資料を収集し、記録資料を作成し、及び保存すること。
- (4) 前3号により収集したもの及び複製し、又は作成した資料に関し、次に掲げること。
 - ア 一般に公開し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資すること。
 - イ アイヌ文化の研究者、大学、研究所等の研究調査の用に供すること。
 - ウ 講演会、研究会、映写会等を開催すること。
 - エ 解説書、図録、図書等を編集し、及び刊行すること。
- (5) 国指定の重要無形民俗文化財アイヌ古式舞踊の公開を行うこと。
- (6) アイヌの民俗芸能及び工芸技術に関し、調査研究、伝承者の養成、講習会等を行うこと。
- (7) 他の団体等の行うアイヌの文化的所産の保存事業に対し、協力し、又は援助を行うこと。
- (8) アイヌの子弟である大学、研究所等の教員若しくは研究者又は優秀な学生生徒に対して奨学金を給与すること。
- (9) 前各号に掲げる事業に附帯する事業

第3章 資産

(設立当初の資産)

第5条 この法人の設立当初の資産は、別表に掲げるとおりとする。

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種に分ける。

2 前項の基本財産は、次の各号に掲げる資産をもって構成する。

- (1) この法人の設立を目的としてなされた寄附行為の指定により、別表に「基本財産」と区分した資産
 - (2) この法人の基本財産とする指定で寄附され、基本財産に繰入れした資産
 - (3) 理事会の議決により、運用財産から基本財産に繰入れした資産
- 3 第1項の運用財産は、基本財産でない資産をもって構成する。
- (基本財産の処分の制限)

第7条 この法人の基本財産は、運用財産に繰入れし、担保に供し、譲渡し、又は交換してはならない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由がある場合において、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、北海道教育委員会の承認を得たときは、その一部に限り、運用財産に繰入れし、担保に供し、譲渡し、又は交換することができる。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事長が管理する。

- 2 この法人は、理事会の議決によって定める次の各号に掲げる場合を除くほか、基本財産に属する現金を運用してはならない。
 - (1) 国債、地方債又は安全かつ確実性のある有価証券の取得
 - (2) 銀行その他の金融機関への定期預金及び定額郵便貯金
 - (3) 信託会社又は信託業務を営む銀行に対する金銭信託（運用方法を特定するものを除く。）
 - (4) その他安全かつ確実な方法で理事会で定めるもの
- 3 前項の規定は、運用財産に属する余裕金の運用について、準用する。

第4章 名誉会長、役員及び職員

(名誉会長)

第9条 この法人は、理事会及び評議員会の総意をもって名誉会長を推戴することができる。

(役員)

第10条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 9人以上11人以内（うち1人を理事長、1人を専務理事及び1人を常務理事とする。）

(2) 監事 2人

(役員を選任等)

第11条 この法人の役員は、評議員会において選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によって定める。

3 理事、監事及び評議員は相互に兼ねてはならない。

4 理事に異動があったときは、遅滞なくその旨を北海道教育委員会に報告するとともに、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添えて北海道教育委員会に届け出なければならない。

5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を北海道教育委員会に報告しなければならない。

(理事の職務権限)

第12条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 専務理事は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を代わって行う。

3 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐してこの法人の日常の業務を掌理し、理事長及び専務理事とともに事故があるときはその職務を代理し、理事長及び専務理事がともに欠けたときはその職務を代わって行う。

4 理事は、理事会を組織してこの法人の業務を議決し、及び執行する。

(理事会)

第13条 この法人の理事会は、必要に応じ、理事長が招集する。

2 理事現在数の3分の1以上の者から会議の目的とする事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったときは、理事長は、遅滞なく、臨時に、理事会を招集しなければならない。

3 理事会の議長は、理事長とする。

第14条 この法人の理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

第15条 この法人の理事会の議事は、この寄附行為に特別の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第16条 この法人の理事会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席理事2人が署名押印のうえ、保存しなければならない。

(監事の職務権限)

第17条 監事は、この法人の財産及び業務に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 理事会及び評議員会に出席して、法人の財産及び業務執行の状況について報告すること。
- (4) 財産の状況又は業務の執行につき不正の事実があることを発見したときは、これを理事会、評議員会又は北海道教育委員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第18条 この法人の役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。

(役員解任)

第19条 この法人の役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、評議員会において3分の2以上の議決をもって解任することができる。この場合において、評議員会の議長は、当該役員に弁明の機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障により職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他この法人の役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員権限委任の制限)

第20条 この法人の役員は、その権限を、理事にあつてはこの法人の理事以外の者に、監事にあつてはこの法人の監事以外の者にそれぞれ委任することができない。

(役員報酬)

第21条 この法人の常勤の理事には、理事会の議決により、報酬を支給することができる。

(職員)

第22条 この法人には、その業務を処理させるため、必要な職員を置き、理事長が任免する。

2 職員は、有給とする。

第5章 評議員会

(設置及び組織)

第23条 この法人には、評議員会を置く。

2 評議員会は、11人以上13人以内の評議員で組織する。

(任命)

第24条 評議員は、この法人の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者を理事会で選出し、理事長が任命する。

(付議事項等)

第25条 この法人の次の各号に掲げる事項については、この寄附行為の定めるところにより、評議員会の議決を経なければならない。

(1) 寄附行為の変更

(2) 役員を選任及び解任

(3) 基本財産の一部の処分

(4) 解散及びこれに伴う残余財産の処分

2 この法人の次の各号に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(1) 毎事業年度の事業計画書及び収支予算書の作成並びにこれらの重要な変更

(2) 長期借入金の借入れ

(3) 新たな重要な義務の負担及び重要な権利の放棄

(4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 理事長は、毎事業年度の事業報告書並びに収支計算書、正味財産増減計算書、

貸借対照表及び財産目録に監事の意見を付けて、これを評議員会に報告しなければならない。

- 4 評議員会は、理事長に対し、この法人の業務に関し必要と認める意見を述べることができる。

(評議員会の会議)

第26条 評議員会の議長は、その都度出席評議員の互選によって選任する。

- 2 第13条(第3項を除く。)から第16条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(任期及び解任)

第27条 評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 第18条(第1項を除く。)及び第19条の規定は、評議員について準用する。この場合において、「役員」とあるのは「評議員」と、「評議員会」とあるのは「理事会」とそれぞれ読み替えるものとする。

第6章 財務及び会計

(事業年度)

第28条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費の支弁)

第29条 この法人の事業遂行に要する経費は、基本財産の運用による収入、事業による収入、白老町からの補助金その他の運用財産をもって支弁する。

(事業計画書及び収支予算書)

第30条 この法人は、毎事業年度開始前に理事会の議決により事業計画書及び収支予算書を作成しなければならない。

- 2 事業計画書及び収支予算書の作成後に生じた理由により、事業計画書及び収支予算書に重要な変更を加える必要が生じたときは、理事会の議決により必要な変更をしなければならない。

- 3 この法人は、毎事業年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、又はこれに重要な変更を加えたときは、その旨を北海道教育委員会に届け出なければならない。

ない。

(事業報告書及び収支計算書)

第31条 この法人は、毎事業年度終了後3月までに、理事会の議決により事業報告書並びに収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、これに監事の意見を付けて、北海道教育委員会に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添えて、北海道教育委員会に届け出なければならない。

(剰余及び損失の処理)

第32条 この法人は、毎事業年度、収支計算において剰余を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお剰余があるときは、その剰余の額は、次期繰越として整理するものとする。

2 この法人は、毎事業年度、収支計算において損失を生じたときは、その不足額は、次期繰越として整理するものとする。

(長期借入金)

第33条 この法人は、借入金（償還期限が1年未満のものを除く。）の借入れをしようとするときは、理事会の議決を経て、北海道教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第34条 この法人は、第8条ただし書及び前条に規定する場合並びに収支予算書で定める場合を除き、新たに重要な義務を負担し、又は重要な権利を放棄しようとするときは、理事会の議決で定めなければならない。

2 前項の規定により、新たに重要な義務を負担し、又は重要な権利を放棄したときは、遅滞なく、その旨を北海道教育委員会に届け出なければならない。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為の変更は、理事会及び評議員会において、それぞれ、理事又は評議員の現在数の3分の2以上の議決をもって決定し、北海道教育委員会の認可を受けなければならない。

(解散)

第36条 この法人の解散は、理事会及び評議員会において、それぞれ、理事又は評議員の現在数の4分の3以上の議決をもって決定し、その旨を北海道教育委員会に届け出なければならない。

(残余財産の処分)

第37条 この法人の解散に伴う残余財産は、国、地方公共団体又はこの法人の目的に類似する目的を有する団体に寄附するものとし、理事会及び評議員会において、それぞれ、理事又は評議員の現在数の4分の3以上の議決をもって決定し、北海道教育委員会の許可を受けなければならない。

第8章 補則

(書類帳簿の備付け等)

第38条 この法人は、事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え、当該各号に定める期間これを保存しなければならない。

- | | |
|--|-----|
| (1) 設立許可に関する書類 | 永久 |
| (2) 寄附行為及びその変更に関する書類 | 永久 |
| (3) 北海道教育委員会その他の行政庁の許可、認可及び承認に関する書類（前2号に掲げるものを除く。） | 永久 |
| (4) 登記に関する書類 | 永久 |
| (5) 役員名簿及び評議員名簿 | 永久 |
| (6) 理事会及び評議員会の議事録 | 永久 |
| (7) 事業計画書及び収支予算書並びに事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録 | 10年 |
| (8) 会計帳簿及び証拠書類 | 10年 |
| (9) 監事の職務執行に関する書類 | 10年 |
| (10) 北海道教育委員会との往復文書 | 5年 |
| (11) その他必要な書類 | 3年 |

(細則)

第39条 この寄附行為の規定を実施するため必要な細則（監事及び評議員会の権限に属する事項に係るものを除く。）は、理事会の議決によって定める。

附 則

この寄附行為の全部変更は、北海道教育委員会の認可のあった日（平成3年2月16日）から施行する。

附 則

この寄附行為の一部変更は、北海道教育委員会の許可のあった日（平成12年3月16日）から施行する。

附 則

この寄附行為の一部変更は、北海道教育委員会の許可のあった日（平成17年6月30日）から施行する。

(別表)

設立当初の資産

区 分	財産の種類	金額又は評価額	寄 附 者
基本財産	定期預金 北海道銀行白老支店	5,000,000 円	北海道白老郡白老町 字白老 24 番地の 10 壬生龍之介ほか 28 人
	定期預金 室蘭信用金庫白老支店	2,000,000 円	北海道白老郡白老町 字白老 24 番地の 10 壬生龍之介ほか 28 人
	現金	3,000,000 円	北海道白老郡白老町 字白老 120 番地 白老町長 山手一雄
小 計		10,000,000 円	
運用財産	通知預金 北海道銀行白老支店	1,000,000 円	北海道白老郡白老町 字白老 120 番地 白老観光コンサルタント株式会社
	建 物 北海道白老郡白老町字白 老 611 番地 住宅（木造亜鉛メッキ鋼 板葺平家建 64.84 m ² ）ほ か 3 棟	880,000 円	北海道白老郡白老町 白老 120 番地 白老観光コンサルタント株式会社
小 計		1,880,000 円	
合 計		11,880,000 円	